

## 印刷物仕様書

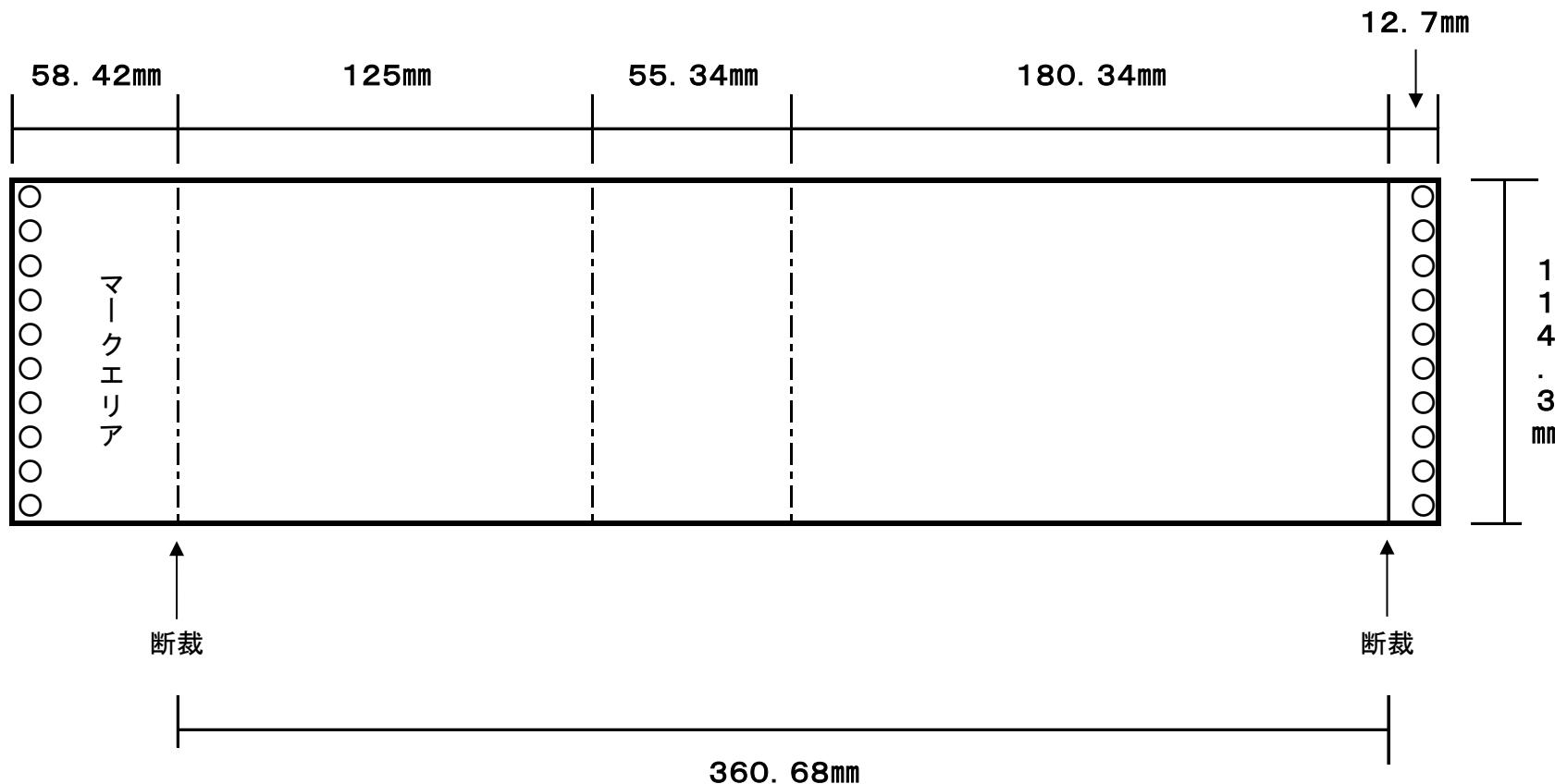
印刷物名	自動車税種別割納税通知書（定期課税用）		数量	(枚組) 780,000	□部□枚 □組□冊 ■セット
印刷区分	□オフセット ■フォーム □ダイレクト □賞状 □地図 □その他 ( )				
	□A □B 判 (□仕上がり)	■ 17インチ × 4・1/2インチ	□ mm × mm		
用紙規格	<p>【表紙】 kg (紙の厚さ) (ドロップアウトカラーインキ使用)</p> <p>□上質紙 □コート紙 □アート紙 □レザック □色上質紙 (厚口・特厚口)</p> <p>□その他 ( )</p> <p>□片面刷／□両面刷 ( 色)</p>				
印 刷 面	<p>【本文】 頁 72kg (紙の厚さ)</p> <p>□上質紙 □コート紙 □アート紙 ■OCR用紙 □ノーカーボン紙 (青・黒) (N )</p> <p>□その他 ( ) □減感 ( 枚目) □裏カーボン ( 枚目)</p> <p>□片面刷 (□モノクロ ( 頁) □2色 ( 頁) □3色 ( 頁) □4色 ( 頁) )</p> <p>■両面刷 (■モノクロ ( 裏面) □2色 ( 頁) ■3色 ( 表面) □4色 ( 頁) )</p>				
印 刷 色	<p>【仕切紙】 枚</p> <p>□上質紙 □色上質紙 (薄口・中厚口) □その他 ( )</p> <p>□片面刷／□両面刷 ( 色)</p>				
製 本	<p>□無線 (あじろ) とじ □針金とじ (□中とじ □平とじ) ( カ所)</p> <p>□上製本 □見返し □背文字 □バラ ( 枚帯掛) □穴 ( カ所)</p> <p>□ミシン ( 本) □セット仕上 ( 枚帯掛) □天のり ( 組 冊)</p> <p>□折り (□二つ折 □三つ折 □巻三つ折 □巻四つ折 □経本折 □観音折)</p> <p>■その他 (縦ミシン 3本)</p>				
グリーン 購 入	<p>□適合 □不適合 ■対象外</p> <p>【判断基準】</p> <p>(1)総合評価値 80 以上の印刷用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙を除く。)</p> <p>(2)印刷物の用途・目的に支障のない範囲で、可能な限り Aランクの資材を使用すること。</p> <p>(3)報告書、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物には、リサイクル適性を表示すること。</p> <p>(4)オフセット印刷については、インキの種類ごとに規定された率以上の植物由来の油を含有し、かつ芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いたインキが使用されていること。</p>				
写 真	<p>□カラー 点 □モノクロ 点</p> <p>【内訳】 □支給 [著作権: □無 ( 点) □有 ( 点) ] □撮影又はレンタル 点</p>				
イラスト	<p>□カラー 点 □モノクロ 点</p> <p>【内訳】 □支給 [著作権: □無 ( 点) □有 ( 点) ] □書起し又はレンタル 点</p>				
支給原稿	<p>【表紙】 □普通紙 □電子データ (使用ソフト: )</p> <p>【本文】 ■普通紙 □電子データ (使用ソフト: )</p> <p>【イラスト】 □普通紙 □電子データ (使用ソフト: )</p> <p>【写真】 □ネガ □プリント □電子データ (使用ソフト: )</p>				
原稿引渡	■受注業者決定時 □令和 年 月 日 (予定)				
校 正 責 任 者	所属名 総務部税務課 担当者 榎 内線 (2229) 外線 (024-521-7070)		校正回数	1回	
納入期限	令和8年3月30日 (月)	データ納品	■要 (形式: PDF) □不要		
納入場所	福島県総務部税務課が指定する場所 (福島市内) 【その他納品先】 □有 ( カ所) ■無				
特記事項	自動封入封緘機仕様、MPN仕様のこと。 印刷物の完成後に個人情報や税情報を印字するため、製品サンプルを提出して合格していた だく必要があります。				

(注) 1 必要な仕様は、別紙に具体的に書き入れること。

2 受注業者は、作業前に校正責任者と打合せを行うこと。

3 リサイクル適性の表示が必要な印刷物（上記グリーン購入【判断基準】(3)を参照）については、受注業者は速やかに資材確認票を出納局入札用度課に提出すること。

## 自動車税種別割納税通知書仕様



(規格)

横431. 8mm×縦114. 3mm OCR用紙72kg、表面3色刷、裏面1色刷、ミシン線3本、印影、MPN準拠

## 印刷上の留意事項

本通知書等は短期間に迅速にかつ正確に処理しなければならないため、印刷において次の点に留意する必要がある。

＜自動車税種別割納税通知書（定期課税用）（以下、「通知書」という。）＞

- 1 マルチペイメントネットワーク標準帳票仕様書に準拠していること。
- 2 本通知書には、別途、文字、数字等を印字する（別発注。以下、「印字業務」という。）。印字された文字、数字、バーコード、QRコード等は金融機関等で読み取り処理するので印字品質の適性があること。
- 3 自動引抜・名寄を行うバーコードが読みめること。
- 4 自動封入封緘機の適性があること。
- 5 カスタマーバーコードが読みめること。
- 6 コンビニ収納を行うため、コンビニエンスストア用のバーコードが読みめること。
- 7 地方税共通納税システム対応のため、地方税統一QRコードが読みめること。
- 8 金融機関の消し込み読み取りが確実であること。

業務を速やかに執行するため、上記事項について、印字業務請負業者の印刷施設（福島市）において、印字テストを行い、全て合格後に通知書及び封筒の本番印刷を始めること。

また、各種テストにおいて不都合が生じた場合、速やかに是正して再テストに対応できること。

以上に対応するため、印字業務請負業者の印刷施設（福島市）にテストに必要な分だけ通知書を納入できること。

なお、公印等の管理やテストの確認のため、担当職員が、受注業者の印刷施設で立会い監督する場合もある。

以上

## 見本

△福島県 自動車税種別割

年度納付済通知書(公)

口座 記号番号	02120-7-960004		加入 者名	福島県総務部 税務システム課	合計	-----	-----	-----
共通納税 機関コード	案件特定 キー				確認 番号	-----	-----	-----
納期限	年 月 日		登録 番号					
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>▼</span> <span>▼</span> <span>▼</span> <span>▼</span> <span>▼</span> <span>▼</span> <span>▼</span> <span>▼</span> <span>▼</span> </div>								

30

延滞金	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
■	■	■	■	■	■	合計		
	■	■	■	■	■	■	円	領 收 日 付 印
納 税 者 者							様	
C V S 收 納 用	<small>代行会社 車両T.T.データ (ご注意) バーコードがないも のや金額訂正したも のはコンビニエンス ストアでは精算でき ません。</small>						eL QR	

取りまとめ店 ゆうちょ銀行 公金QR受持窓口事務センター

△福島県		自動車税種別割
納付書		
年度 (公)		
加入者名 福島県総務部税務システム課 口座記号番号 02120-7-960004		
税額 円 延滞金 円 合計 円		
納税者 様 (氏名)		
eL番号 : (eL番号)		
登録番号 納期限 年月日 (登録番号)		
領收印 (領收印)		
納期限 (納期限)		
上記のとおり納め 年 月 (裏面をよくお読みください)		

年度 納税通知書兼領収証書	
(お問い合わせ番号)	
様	
円	
円	
円	
月	日
印	
左記の金額を領収しました。	
領 収 日 付 印	代行会社 納税者

# 自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

## 自動車税種別割納税証明書について

登録番号欄に\*\*\*印がある場合は、前年度までの自動車税種別割又は延滞金が未納となっていること等がありますので、次の場所で確認の上、納付等をして、自動車税種別割納税証明書を請求してください。

○最寄りの地方振興局県税部

または

○県北地方振興局吉倉出張所

○いわき地方振興局内郷出張所

## 自動車税種別割に関するお問い合わせ先

県北地方振興局県税部 電話 024-521-2702

県中地方振興局県税部 電話 024-935-1261

県南地方振興局県税部 電話 0248-23-1519

会津地方振興局県税部 電話 0242-29-5261

南会津地方振興局県税部 電話 0241-62-5212

相双地方振興局県税部 電話 0244-26-1127

いわき地方振興局県税部 電話 0246-24-6025

(窓口受付時間 8:30~17:15

祝日を除く月曜日から金曜日)

## 自動車税種別割の課税について

- 1 自動車税種別割は、地方税法第146条及び福島県税条例第59条の規定により、自動車の所有者に課税されます。
- 2 この処分に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求することができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる甚しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 自動車税種別割の延滞金について

納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その半分においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年ににおける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算します。

(2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

## 納付の方法について

1 金融機関等の窓口

- (1) 県指定金融機関（東邦銀行）
- (2) 県収納代理金融機関（各銀行・各信用金庫・各信用組合・各農業協同組合等）
- (3) 全国の地方税統一QR対応金融機関
- (4) ゆうちょ銀行、郵便局
- (5) コンビニエンスストア（一部納付できないコンビニエンスストアもあります。）
- (6) MMK端末を設置している店舗（無人端末機を除く）
- (7) 県内各地方振興局

2 スマートフォン決済アプリ

各種スマートフォン決済アプリの使用方法について、表面のeL-QRを読み取ることで納付できます（一部対応していないアプリもあります。）。

3 地方税お支払サイト

サイトへアクセス後、次の方法で納付できます。

- ・クレジットカード
- ・口座振替
- ・インターネットバンキング 等

アクセスはこちらから



<https://www.payment.eitax.lta.go.jp/>

※ 納付方法等の詳細については、県HPをご覧いただたくま、各地方振興局県税部へお問い合わせください。

福島県 納付の方法

検索

（ご注意）

- 1 この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 2 この用紙を、ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口にお預けになるときは、引換券に預り証を必ずお受け取りください。
- 3 ご依頼者様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者に通知する場合があります。